

## 【消費者・人権・生活】

### 239 . 葬儀場について

Q：掛合体育館の空きスペースを葬儀場として貸せてもらえないでしょうか。まかないは近くの集会所で行えばよいし、大規模な改装を行う必要もありません。体育館ですが、お骨は持ち込まず写真だけで行えば他の人のイメージもよいのではないのでしょうか。もちろん使用料は払います。

A：現在、まめなかセンターを葬儀場として使用いただいています。葬儀スペースも、集会所もあります。こちらを使用してください。（影山副市長）